

○藤沢市商業振興条例

平成19年12月26日

条例第29号

改正 平成24年12月7日条例第16号

平成26年2月27日条例第22号

平成30年6月15日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、商業の発展が地域経済及び地域社会に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興及び地域貢献のための基本的な事項を定めることにより、商業基盤の強化及び健全な発展を促し、もって市民生活の向上と良好な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 商業が、地域の人々の暮らしを支え、市民生活の向上を図る上で重要な役割を果たすことを認識し、市、地域経済団体、商店会、商業者及び事業者が相互に連携して、市民の理解と協力の下に、商業の振興及び地域貢献を推進していくことを基本とする。

(定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域経済団体 藤沢商工会議所、公益財団法人湘南産業振興財団、一般社団法人藤沢市商店会連合会その他の本市商業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- (2) 商店会 この市の区域内に存する商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合(商業に係るものに限る。)又は法人格を有しない商店会をいう。
- (3) 商業者 この市の区域内において商業を営む者をいう。
- (4) 事業者 この市の区域内に大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。)を設置する者、当該大規模小売店舗の運営管理を行う者及び当該大規模小売店舗において小売業を営む者をいう。

(平成24条例16・平成26条例22・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、国、神奈川県及び地域経済団体と連携した上で、商業振興のための施策の策定、実施及び推進に努めるものとする。

2 市は、商店会の活性化及び商店会の経営基盤の安定化に資する支援に努めるものとする。

(地域経済団体の責務)

第5条 地域経済団体は、市と協力して、商業振興のための施策の実施に努めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、生活に必要な利便と良質な商品、地域に密着したサービス等を提供するとともに、商店会を中心とするにぎわいのある地域コミュニティの形成を目指して、イベント、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に努めるものとする。

2 商店会は、会員相互の連携強化を図るとともに、組織の充実に努めるものとする。

3 商店会は、市及び地域経済団体が行う商業振興のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自らの創意工夫により経営基盤の強化に努めるとともに、地域社会の一員であるとの認識に立って、地域経済団体等と連携の上、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開及び雇用促進、環境対策、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、法第4条の指針に基づき、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項に配慮するとともに、自らが地域社会における構成員であるとの認識に立って、地域経済団体等と連携の上、次に掲げる事項に関する事業(以下「地域貢献事業」という。)の実施に努めるとともに、公共的団体等が行う地域貢献事業に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

(1) 地域社会の活性化対策

(2) 地域における雇用対策

(3) ゴミの減量等の環境対策

(4) 防犯対策

(5) 青少年の非行防止対策

(6) 防災対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める事項

(地域貢献計画書の作成及び提出)

第9条 事業者のうち当該大規模小売店舗を代表する者は、規則に定めるところにより地域貢献事業に関する計画書(以下「地域貢献計画書」という。)を作成し、市長に提出しなけ

ればならない。

(地域貢献計画書の公表)

第10条 市長は、前条の規定により地域貢献計画書が提出されたときは、当該計画書の内容を公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定は、この条例の施行前に既に設置されている大規模小売店舗の事業者にも適用する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第22号)

この条例は、公益財団法人湘南産業振興財団の設立の登記のあった日から施行する。

附 則(平成30年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。